

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部改正

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合にはその者に、<u>職員が死亡した場合にはその遺族に、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接現金で支給する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者及び就業規則第21条第2項(同項第4号及び第5号に該当する場合は除く。)の規定により解雇された者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、<u>同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額にかかる特例)</p> <p>第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の変額改定(俸給月額を改定する規程等(これに準ずる法令、給与準則若しくは給与の支給の基準を含む。)が定められた場合において、当該規程等による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) その者が特定減額前俸給月額にかかる減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、か</p>	<p>本則</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合にはその者<u>(死亡による退職の場合にあっては、その遺族)</u>に、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接現金で支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。</u></p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者<u>(第15条第1項各号に掲げる者を含む。)</u>に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、<u>前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の変額改定(俸給月額を改定する規程等(これに準ずる法令、給与準則若しくは給与の支給の基準を含む。)が定められた場合において、当該規程等による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、</p>	

<p>つ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p> <p>(2) 退職日俸給月額にイに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者にかかる退職(第9条第4項、第10条第1項又は第11条第1項の規定に該当する場合を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(この規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第1項の規定による国家公務員等として退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給にかかる退職の日以前の期間及び第13条各号(同条第3号において退職手当が支給される場合を除く。))に掲げる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第9条第1項に規定する国家公務員等又は役員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(退職手当の最高限度額)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(退職手当支給率等の調整)</p> <p>第7条 20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から前条までの規定により計算した額に100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>2 36年の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をした者(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>3 35年を越える期間勤続した者で、第5条の規定に該当する退職をした</p>	<p>その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p> <p>(2) 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第1項に規定する国家公務員等、第10条第1項に規定する他の国立大学法人等の職員、第10条の2第1項に規定する特定有期雇用職員若しくは役員として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第8条第6項の規定により職員として引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第15条第1項若しくは第17条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第9条第1項に規定する国家公務員等、第10条第1項に規定する国立大学法人等の職員、第10条の2第1項に規定する特定有期雇用職員又は役員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(退職手当支給率等の調整)</p> <p>第7条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。</p> <p>2 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 当分の間、35年を越える期間勤続して退職した者で、第5条の規定に</p>	
---	--	--

<p>者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として第 1 項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第 7 条の 2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>退職した者で勤続期間が 24 年以下のもの(次号に掲げる者を除く。)</u>第 1 項第 1 号から第 9 号まで又は第 11 号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第 10 号に掲げる職員の区分にあっては 0 として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) <u>退職した者でその勤続期間が 4 年以下のもの及び第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額</u>前各項に定めるもののほか、<u>調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他本条の規定による退職手当の調整額の計算に</u>必要な事項は、別に定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(退職手当の額に係る特例)</p> <p>第 7 条の 3 第 5 条第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給等の月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第 2 条の 2、第 5 条、第 5 条の 2 及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として第 1 項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第 7 条の 2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>退職した者のうち自己都合退職者(第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)</u>以外のものでその勤続期間が 5 年以上 24 年以下のもの第 1 項第 1 号から第 9 号まで又は第 11 号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第 10 号に掲げる職員の区分にあっては 0 として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) <u>退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が 1 年以上 4 年以下のもの</u>前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額</p> <p>(3) <u>退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が 0 のもの</u> 0</p> <p>(4) <u>自己都合退職者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの</u> 第 1 号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額</p> <p>(5) <u>自己都合退職者でその勤続期間が 9 年以下のもの</u> 0</p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他本条の規定による退職手当の調整額の計算に</u>必要な事項は、別に定める。</p> <p>(退職手当の額に係る特例)</p> <p>第 7 条の 3 第 5 条第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給等の月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第 2 条の 2、第 5 条、第 5 条の 2、<u>第 7 条第 1 項</u>及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	
--	---	--

<p>2 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が退職した場合(第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 前5項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満)の場合には、これを1年とする。</p> <p>7 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。</p> <p>(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じて、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)</p> <p>第10条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センター及び(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員となり、その者の職員としての在職期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその</p>	<p>2 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が退職した場合(第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満)の場合には、これを1年とする。</p> <p>7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。</p> <p>(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 国家公務員等が、<u>国</u>等の機関の要請に応じて、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、<u>引</u>き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)</p> <p>第10条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、<u>独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター</u>(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員(独立行政法人宇宙航空研究開発研究</p>	
--	---	--

<p>者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。</p> <p>2 (略) (新設)</p> <p>(退職手当の支給制限) 第13条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当は支給しない。</p> <p>(1) 就業規則第21条第1項の規定により解雇された者</p> <p>(2) 就業規則第42条第1号の規定により懲戒解雇された者</p> <p>(3) 就業規則第42条第2号の規定により諭旨解雇された者(退職願を提出した場合は、その者の勤続期間に応じて第3条第1項の規定を適用して得た額に100分の50を乗じて得た額を支給する。)</p> <p>2 退職手当のうち第7条の2の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの</p> <p>(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として職員就業規則第42条の規定による懲戒処分(懲戒解雇の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたもの。</p> <p>3 職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。</p> <p>(遺族の範囲及び順位) 第14条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子、父母、孫、<u>祖父母</u>、兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその</p>	<p><u>機構にあつては教育職職員に限る。以下同じ。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて他の国立大学法人等の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(遺族の範囲及び順位) 第13条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子、父母、孫、<u>祖父母及び</u>兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてそ</p>	
--	---	--

<p>収入によって生計を維持していたもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者</p> <p>2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、<u>同号に掲げる順位による</u>。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。</p> <p>3 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。</p> <p>(遺族からの排除)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(起訴中に退職し、又は解雇された場合の退職手当の取扱い)</p> <p>第16条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項及び次条第2項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職し又は解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>の収入によって生計を維持していたもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの</p> <p>2 <u>退職手当を受けるべき遺族の</u>順位は、前項各号の順位により、<u>同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による</u>。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。</p> <p>3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって<u>当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する</u>。</p> <p>(遺族からの排除)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(懲戒解雇等の処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 <u>退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が本学に対する社会一般の信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこと(以下「支給制限」という。)ができる。</u></p> <p>(1) 就業規則第42条第1号の規定による懲戒解雇をされた者</p> <p>(2) 就業規則第21条第1項第2号の規定による解雇をされた者</p> <p>2 学長は、前項の規定による支給制限を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支給制限を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該支給制限を受けるべき者の所在を知ることができないときは、当該支給制限の内容を民法(明治29年法律第89号)に定める方法により公示するものとする。この場合において、公示した日から2週間を経過したときに、通知が当該支給制限を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>4 就業規則第42条第2号の規定による諭旨解雇をされた者が退職願の提出の勧告に応じた場合の退職手当の支給額は、その者の勤続期間に応じて第3条第1項の規定を適用して得た額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、退職願の提出を勧告し、これに応じない場合は支給しない。</p>	
--	--	--

(退職手当の支給の一時差止め)

第17条 学長は、退職し、又は解雇された職員に対し退職手当がまだ支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合には、退職手当の支給を一時差止めることができる。

2 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合

3 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の支払の差止め)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止めるものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止めることができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、その者が逮捕されたとき又は学長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し退職手当の額を支払うことが本学に対する社会一般の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止めることができる。

4 第1項又は第2項の規定による退職手当の額の支払の差止め（以下「支払差止」という。）を行った学長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者

	<p>がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</p> <p>(2) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による退職手当の支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 当該支払差止を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による退職手当の支給制限を受けることなく、当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合</p>	
(新設)	<p>5 第3項の規定による支払差止を行った学長は、当該支払差止を受けた者が次条第2項の規定による退職手当の支給制限を受けることなく当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。</p>	
(新設)	<p>6 前2項の規定は、当該支払差止を行った学長が、当該支払差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止を取り消すことを妨げるものではない。</p>	
<p>(新設)</p> <p><u>(退職手当の返納)</u></p> <p>第18条 退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給した後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、学長は、その支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。</p>	<p>7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止について準用する。</p> <p><u>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</u></p> <p>第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の支給制限ができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒解雇処分を</p>	



<p>2 <u>前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続きその他返納に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p><u>受けるべき行為をしたと認めるとき。</u></p>	
(新設)	<p>2 <u>死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、第15条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の支給制限ができる。</u></p>	
(新設)	<p>3 <u>学長は、第1項第2号又は前項の規定による支給制限を行おうとするときは、当該支給制限を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。</u></p>	
(新設)	<p>4 <u>第15条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による支給制限について準用する。</u></p>	
(新設)	<p>5 <u>支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする支給制限が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。</u></p>	
(新設)	<p><u>(退職をした者の退職手当の返還)</u>  第18条 <u>退職した者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返還を請求すること（以下「返還請求」という。）ができる。</u></p> <p>(1) <u>当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</u></p> <p>(2) <u>当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</u></p> <p>2 <u>前項第2号に該当するときにおける同項の規定による返還請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。</u></p> <p>3 <u>学長は、第1項の規定による返還請求を行おうとするときは、当該返還請求を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第15条第2項の規定は、第1項の規定による返還請求について準用する。</u></p>	
(新設)	<p><u>(遺族の退職手当の返還)</u>  第18条の2 <u>死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡によ</u></p>	

<p>(新設)</p>	<p><u>る退職の場合には、その遺族) が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第15条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、返還請求ができる。</u></p> <p><u>2 第15条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による返還請求について準用する。</u></p> <p><u>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納入)</u></p> <p><u>第18条の3 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族) に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。) が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による返還請求を受けることなく死亡した場合(次項及び第3項に規定する場合を除く。) において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、学長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納入を請求すること(以下「納入請求」という。) ができる。</u></p> <p><u>2 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。) が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。) において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による返還請求を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、納入請求ができる。</u></p> <p><u>3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の</u></p>	
-------------	---	--

<p>(新設)</p> <p>附 則 (退職手当支給率の経過措置) 第4条 (略) 2 (略) 3 当分の間、<u>44</u>年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の<u>基本額は同条</u>の規定にかかわらずその者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第7条の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>附 則(平成18年4月1日 18経規程第24号) (経過措置) 第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部を改正する規程(18経規程第24号。以下「平成18年改正規程」という。)による改正後の国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下「新規程」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が新制</p>	<p><u>行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による返還請求を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、納入請求ができる。</u></p> <p>4 <u>前各項の規定による納入請求に基づき納入する金額は、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納入する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなつてはならない。</u></p> <p>5 <u>第15条第2項及び第18条第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による納入請求について準用する。</u> <u>(支給制限等を行う場合の審査)</u> <u>第18条の4 学長は、第17条第1項第2号若しくは第2項、第18条第1項、第18条の2第1項又は前条第1項から第3項までの規定による措置を行おうとするときは、別に定める審査の上、行うものとする。</u></p> <p>附 則 (退職手当支給率の経過措置) 第4条 (略) 2 (略) 3 当分の間、<u>42</u>年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、<u>同項</u>の規定にかかわらずその者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第7条<u>第1項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>附 則(平成18年4月1日 18経規程第24号) (経過措置) 第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部を改正する規程(18経規程第24号。以下「平成18年改正規程」という。)による改正後の国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下<u>この条から第5条まで</u>において「新規程」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職し</p>	
--	--	--

<p>度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと し、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基 礎として、改正前の国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下 「旧規程」という。)第3条から第7条まで規定により計算した退職手 当の額が、新規規程第2条の2から第7条の3の規定により計算した退職 手当の額(以下「新規規程等退職手当額」という。)よりも多いときは、こ れらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれ らの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>た場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同 一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間 及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の国立大学法人東京農 工大学職員退職手当規程(以下「旧規程」という。)第3条から第7条ま で規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつ て、<u>傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務によらな い傷病により退職したものにあっては、その者が旧規程第5条の規定に 該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35 年として旧規程第7条第1項の規定の例により計算して得られる額</u>)に <u>それぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で 傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以 上42年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。)</u> <u>にあっては、104分の87</u>)を乗じて得た額が、新規規程第2条の2から第 7条の3の規定により計算した退職手当の額(以下「新規規程等退職手当 額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多 い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とす る。</p> <p>2・3 (略)</p>	
---	---	--

附 則 (25 経規程第 1 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

(退職手当に関する経過措置)

第 2 条 改正後の国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下この条及び次条において「新規規程」という。)第 7 条第 1 項(新規規程第 7 条第 3 項及び附則第 4 条第 3 項においてその例による場合を含む。)及び第 2 項の適用については、新規規程第 7 条第 1 項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」とする。

第 3 条 新規規程附則(18 経規程第 24 号)第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」と、「104 分の 87」とあるのは、平成 25 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「104 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「104 分の 92」とする。

第 4 条 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、国家公務員退職手当法その他関係法令等を準用する。